

2016年（平成28年）3月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防災施設整備に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2016年（平成28年）2月12日付けで諮問（第787号）された防災施設整備に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

災害発生時、適切な避難行動を行うためには、緊急情報の迅速な入手が必要であり、緊急情報を伝達する手段として、市内全域に防災行政無線を設置しているが、屋内で聞き取りにくい等の市民からの要望から、屋内にいても防災行政無線の情報を聞き取ることが出来るよう、防災行政無線と連動して、レディオ湘南（FM83.1MHz）から発信される緊急情報を自動受信することができる防災ラジオを開発したため、平成27年度から市民に対し、申込み及び頒布を行っている。

申込みの方法として、現在、申込書を防災危機管理室及び各市民センター・公民館に配架しており、防災危機管理室に直接提出もしくは郵送による受付を実施しているが、市民の負担軽減及び利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化を図ることが出来ることから、電子申請による受け付けを行う。この電子申請による受け付けは藤沢市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」という。）第18条のコンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続（記録の名称）

対象手続は、「防災ラジオを有償頒布します」である。

この応募について、書面、郵送にて受付するとともに、電子申請を利用して

受け付けるものである。

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理の必要性

申込の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について24時間365日受付を可能とするものである。

防災ラジオについての情報を市ホームページで確認できることを考慮して、インターネットによる応募を受け付けることにより、申込者の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取扱う個人情報（応募情報）について

申込に際しての個人情報は、申込者の氏名、住所、申込者の世帯主氏名、電話番号、メールアドレス。

ウ 安全対策

電子申請により応募された情報にアクセスできる職員は、あらかじめ担当者登録をする必要がある。

また、電子申請システムにログインする際には登録した担当者ごとに①利用者ID②パスワードが必要

(4) システムの安全性について

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年2月23日付け諮問第718号で諮問し、2015年3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。

また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

イ ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともにLGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

ウ 施設要件

電子申請システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たし

ている。

エ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM（サービレベルマネジメント）を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

(5) 実施期間

2016年（平成28年）5月1日から2016年（平成28年）5月31日まで

(6) 提出書類

ア 個人情報取扱事務届出書

イ 藤沢市防災ラジオの市民頒布に関する要綱

ウ 防災ラジオ申込書

3 審議会の判断理由

当審議会は、コンピュータ処理を行うことについて、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

申込の電子化は、従来窓口で行っていた受付処理について24時間365日受付を可能とするものである。

防災ラジオについての情報を市ホームページで確認できることを考慮して、インターネットによる応募を受け付けることにより、申込者の負担軽減及び利便性向上を図ることができることから、コンピュータ処理を行う必要がある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性は認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

今回利用する電子申請・届出システムは、2015年2月23日付け諮問第718号で諮問し、2015年3月12日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で承認された、神奈川県及び県内市町村で利用する電子自治体共同運営システムである。

ア 契約方法

システムを運営する富士通株式会社神奈川支社支社長と神奈川県が委託契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を結んでシステムを利用する。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督する。

イ ネットワーク

電子申請・届出システムでは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがファイアウォール（F/W）等により十分に確保されている。また、インターネット通信は、SSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は、自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）を利用し、LGWANの通信についてもF/Wや暗号化等によりセキュリティが確保されるとともにLGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wを設置し、セキュリティ対策を行っている。

ウ 施設要件

電子申請システムのインターネットデータセンター施設は「情報システム安全対策基準」への適合および「LGWAN-ASP」の必要条件を満たしている。

エ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっている。

運用・保守業務は国際標準規格のITILに基づき構築し、SLM（サービスレベルマネジメント）を行っている。SLMについては、ISO9001に適合するよう管理策を構築し、運用・保守業務に係る個人情報保護対策および情報セキュリティ対策については、ISO15001とISO/IEC27001（ISMS）に基づく体系的な管理策を構築している。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上